

平成27年6月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成27年6月19日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦辰夫議員 (1) 生活困窮者自立支援制度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性について
2. 内藤とし子議員 (1) 介護保険見直しの現状と今後について  
(2) 子育て支援について  
(3) 平和行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩													
副	市	長	神谷坂敏												
教	育	長	岸上善徳												
企	画	部	長	加藤元久											
総	合	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	木	村	忠	好
人	事	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	野	口	恒	夫		

総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
財務グループリーダー	内田 徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民生活グループリーダー	山下浩二
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
地域福祉グループ主幹	安蒜丈範
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野 隆
主 査	内藤修平

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあ

ります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（幸前信雄） 日程第1 一般質問を行います。

9番、杉浦辰夫議員。一つ、生活困窮者自立支援制度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性について。以上、1問についての質問を許します。

9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しました、1、生活困窮者自立支援制度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性について質問させていただきます。

1990年代後半以降、構造的な景気低迷が続き、さらに2008年に起こったリーマンショックの影響により、雇用を取り巻く環境が一層厳しくなっている中、働ける世代で生活に困窮する方や生活保護を受給する方が増加しています。

例えば、全就業者に占める非正規雇用の労働者の割合は増加傾向にあり、平成12年に26.0%であったものが、平成25年には36.7%と大幅に増加しています。また、非正規雇用の労働者の約8割が年収200万円未満となっています。このように安定的な雇用の減少や勤労世代の所得の低下が見られる中、安定した経済的基盤を築くことができず、困窮状態に陥る方々が増加しているものと考えられます。

さらに、家庭や地域においても、単身世帯やひとり親世帯の増加、地域のつながりや近所づきあいの希薄化による地域コミュニティ機能の低下など、社会的孤立の進行が指摘されているところ です。

こうした中、戦後、ほぼ一貫して減少してきた生活保護受給者数は、平成7年の約88万人を境に増加し、平成23年7月に現行制度下で過去最高を更新したところです。それ以降も増加傾向は続いており、直近の平成27年2月には約217万人となっています。

このように、誰もが生活困窮に陥るリスクを抱える中、平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、この4月から全国で生活困窮者に対する包括的な支援がスタートしました。この生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものです。

一般的に、社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティーネットは第1のセーフティーネット、生活保護は第3のセーフティーネット、その間の仕組みは第2のセーフティーネットと呼ばれています。今回の生活困窮者自立支援制度は、この中でも第2のセーフティーネットを手厚くし、生活保護に至る前に早期の支援を行うことにより、重層的なセーフティーネットの構築を図ることを目的としています。

生活困窮者自立支援制度では、働きたくても働けない方や離職等により住居を失った方など、生活に困り事や不安を抱えている方々からの相談を広く受けとめ、個々の相談者の状況に応じて、居住、就労、家計等に関する支援を包括的に提供することとしています。生活困窮者の方が困窮状態に陥る背景や要因は、例えば心身の不調、知識や技能の不足、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失やこれらが複合している場合など多種多様であると考えられます。このため、この制度がうまく機能するためには、地域において多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の課題に応えるために相応の包括的な支援方策を用意することが非常に重要であると考えています。

このような観点から、法律では生活困窮者に対するさまざまな支援策を用意しています。本市を含め福祉事務所を設置する自治体が必ず実施する事業として、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を位置づけているほか、自治体が地域の実情に合わせて支援を提供できるよう任意事業として、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもに対する学習支援事業を創設しています。これらの事業は、生活困窮者を多面的に支援できるよう定められた事業であり、包括的に取り組むことが望ましいところですが、今年度の任意事業の実施状況を聞くと、多くの自治体で実施されていないと伺っております。

そのような中であって、本市においては、この4月から必要な職員を新たに配置し、任意事業に積極的に取り組んでいると聞いています。

そこで、新たな生活困窮者自立支援制度に対する本市の取り組みに関して、次の3点を伺います。本市の生活困窮者を取り巻く状況について。2、本市の今年度の取り組みについて。3、本市の今後の取り組みの方向性について。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、杉浦辰夫議員の御質問、生活困窮者自立支援制度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性について、（1）本市の生活困窮者を取り巻く状況について、（2）本市の今年度の取り組みについて、（3）本市の今後の取り組みの方向性について、それぞれお答えをいたします。

初めに、（1）本市の生活困窮者を取り巻く状況として、本市の経済状況と生活保護の状況についてお答えをいたします。

ただいまの杉浦議員からの御質問にもありましたが、本市においても平成20年の秋以降、生活に困窮して福祉事務所に相談に訪れる方が増加し、平成21年度の相談件数は175件と過去最高を更新いたしました。しかしながら、平成22年度からは徐々に減少し、平成26年度においては67件の相談にとどまるなど、経済的には一定の落ちつきを示しているものと考えられます。有効求人倍率に関しても、平成27年2月末日の状況で1.61倍と全国平均と比較して高い水準にあり、地域の雇用情勢としては回復傾向にあるものと考えております。

次に、本市の生活保護の保護率の推移を1,000人当たり何人の被保護者がいるのかをあらわす千分率のパーミルを用いてお答えをいたします。

本市の保護率は、昭和58年度から減少傾向を示しておりましたが、平成8年の0.89‰を境に増加に転じ、平成23年度当初には被保護世帯数139世帯、被保護者数208人、保護率4.58‰に至りました。

本市においては、このような保護率の大幅な増加を踏まえ、平成23年4月から、ハローワークで勤務経験のある就労支援相談員を配置し、働く意欲・能力のある方へは積極的な就労支援を行うことといたしました。その実績を申し上げますと、平成23年度から平成26年度の4年間で158人の生活保護受給者等に対し就労支援を実施し、そのうち92人が就職につながるなど一定の成果を上げてまいりました。

こうした取り組みの結果、平成25年度当初の保護率は3.72‰まで減少しましたが、傷病を原因とする開始世帯が増加したことにより、直近の平成27年5月1日現在では被保護世帯数132世帯、被保護者数194人、保護率は4.18‰まで増加しているところです。

平成26年度における保護の開始ケースは25世帯36人となっており、その主な要因は、世帯主の傷病が8世帯と最も多く、次いで働きによる収入の減少が4世帯となっています。一方、保護の廃止ケースは17世帯20人となっており、その主な要因としては、転出や辞退などのその他が5世帯、次いで死亡と社会保障給付金の増加がそれぞれ3世帯となっており、働きによる収入の増加を主な要因としたのは1世帯にとどまっています。

続きまして、(2)本市の今年度の取り組みについてお答えをいたします。

本市では、生活困窮者自立支援法の施行に先立って、平成26年6月から専任の相談支援員及び就労支援員を配置し、生活困窮者に対する相談支援を国のモデル事業として実施してきました。実施から平成26年度末までの10カ月間の新規の相談受け付け件数は41件と必ずしも多くはありませんが、生活に不安や心配のある方の訴えに真摯に耳を傾け、相談者に寄り添いながら、その問題の解決に向けた支援を行ってまいりました。今年度についても、一人でも多くの生活困窮者の方の相談に応じ、その自立を支援できるよう、厚生労働省が実施する人材養成研修を積極的に受講させること等により職員の支援の質を高めるとともに、地域のさまざまな関係機関とネットワークの構築を図るなど相談支援体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は、これまでの相談支援に加えて、生活困窮者の自立を効果的に支援する就労準備支援事業及び家計相談支援事業を実施するとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう子どもに対する学習支援事業を新たに実施することとしています。これらの事業は、杉浦議員が御指摘のとおり、法律においてその実施が必須となっていないことなどから、今年度は多くの自治体で実施されていないというのが実情です。

厚生労働省が本年4月に実施した事業実施状況調査によれば、平成27年度に任意事業を実施す

る自治体数は、福祉事務所を設置している901の自治体のうち、就労準備支援事業は253の自治体、28%、一時生活支援事業は172自治体、19%、家計相談支援事業は205自治体、23%、子どもに対する学習支援事業は300の自治体、33%となっております。また、愛知県内の実態を申し上げます、愛知県と県内38の福祉事務所設置自治体とを合わせた39の自治体のうち、就労準備支援事業については7自治体、18%、一時生活支援事業は10の自治体、26%、家計相談支援事業については6自治体、15%、子どもに対する学習支援事業については11自治体、28%が実施しており、いずれの事業も愛知県内でこの4月から実施している自治体の割合は3割未満となっております。

こうした状況の中、本市においては、本人が自己選択、自己決定できるような豊かな選択肢や方向性を提案できるよう、一時生活支援事業以外の任意事業の実施に取り組むことといたしました。

続きまして、今年度から実施する就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもに対する学習支援事業の取り組みの概要についてお答えをいたします。

まず、就労準備支援事業については、就労に必要な実践的な知識・技能が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会とのかかわりに不安を抱えている、または就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施するものです。これは、自治体の実施主体となって、ハローワークにおける職業紹介や職業訓練等の雇用促進施策によっては直ちに就職が困難な方など、これまで支援が十分になされてこなかった層に対する支援を強化・充実させるものであり、非常に意義のある事業であると考えております。

具体的な支援には3つの段階があります。本事業では、一例をとって申し上げます、長期間のひきこもり等により生活リズムが崩れていたり、他人とのコミュニケーションがうまく図れない方等が支援の対象となりますので、まず第1段階目として、適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導など日常生活の自立に関する支援を行います。

次に、社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動など社会自立に関する支援を行い、最後に、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等の就労の自立に関する支援を行うことにより、段階的に一般就労につなげていくことにしています。

本市においては、生活困窮者本人の状況や希望に応じてこれらの支援を実施する場所や就労体験先を用意する観点から、その実施に当たって、市内に所在する障がい者を対象とした就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、また企業等へ出向いて、本事業に対する理解と受け入れの協力を求めているところです。その結果、この6月までに支援を実施する場所として、障がい者に対して一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援を実施しているチャレンジサポートたかは

ま及び授産所高浜安立、就労継続支援を実施しているカフェ&ベーカリーふるふるの3つの事業所の協力をいただけることになりました。今後とも、事業開始後の状況等も踏まえつつ、可能な限り効果的で多様な支援の場や就労体験先の開拓に努めてまいります。

次に、家計相談支援事業については、家計収支の均衡がとれていないなど家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、生活困窮者とともに、家計の状況を明らかにした上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的として実施するものです。この支援の対象者としては、多重債務または過重債務を抱え返済が困難になっている方や、収入よりも生活費が多く、借金に頼ったり、税金や公共料金等の支払いを滞らせざるを得ない方などを想定しています。

本事業では、そのような生活困窮者に対して、家計をみずから管理できるよう支援を行うとともに、必要に応じて税金や公共料金等の滞納の解消や債務整理に関する支援、貸し付けのあっせん等を行うことにより、自立した生活の定着を支援することにしています。このような支援を推進することにより、結果的に税金や公共料金等の滞納の解消が進むことが期待されるところで

す。

このため、本市においては、この4月からファイナンシャルプランナーの資格を有する家計相談支援員を自立相談支援機関に配置し、自立相談支援機関の相談支援員と相互に連携を図りつつ、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じています。

子どもに対する学習支援事業については、昨日の小嶋議員と答弁が重複する部分もございますが、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖する、いわゆる貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者と同一の世帯に属する子供に対する学習等の支援を推進することとしています。

生活保護世帯の子供については、高等学校進学率が90.8%と一般家庭の子供を含めた全体の進学率98.6%と比べて低い水準となっています。また、生活保護を受給している世帯のうち約25%が生活保護を受給する世帯で育ったという統計データもあり、親から子へ貧困の連鎖が生じている実態が見受けられます。

さらに、平成26年度に事業実施に先立って株式会社オープン・シティー研究所に委託して実施した「コミュニティ・カルテ・レポート 高浜暮らしの実態調査」においても、高浜市では発達期リスクの若者世代の授業理解困難の要因保有率の伸び率が高いとの調査結果が出ており、こうした発達期リスクを放置した場合には、将来の生活・福祉のリスクの拡大をもたらすことが指摘をされております。

このような背景を踏まえ、本市では、この7月から生活困窮者世帯の子供の学習を支援するために必要な環境整備を行うことといたしました。

主な支援の対象者は、市内の生活困窮世帯または生活保護世帯に属する中学生を考えています。

現在、市内に居住する生活保護世帯の中学生は5人、また子ども健全育成支援員の聞き取り調査によれば、本年6月1日現在で経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受給している市内の中学生は174人となっており、まずはこれらの中学生を中心にアプローチを行ってまいります。

具体的な活動内容については、現在、7月からの実施に向けて運営主体と協議を行っているところですが、学習支援教室を毎週土曜日に開催し、1日当たり20人程度の生徒に対する一人一人の学年の違いや学習習熟度に合わせた学習支援、みずから学ぶことができる姿勢の育成や定期的な学習相談・進路相談を行うこととしています。また、イベントの実施ということで、地域の方々や多様な大人との出会いの場の設定など、生活困窮世帯の子供の居場所の確保をあわせて行うこととしています。

特に、事業初年度である今年度は、まず多くの生徒を集めることが重要であるため、夏季休暇期間を利用して、例えば3Dプリンターなど最先端技術に触れるイベントの実施や子供たちが竹の入手から流しそうめん大会を実施する企画に参画するなど、生活困窮世帯以外の子供も参加でき、また子供たちの興味を引くようなイベントを数多く取り入れることを検討しているところです。

続きまして、(3)今後の取り組みの方向性についてお答えいたします。

この生活困窮者自立支援制度が地域に根つき、真に効果を発揮するためには、支援が必要な生活困窮者を早期に把握するとともに、出口となる社会資源の開発を計画的・継続的に行っていく必要があると考えております。

このような今後の制度のあり方を検討・協議する場として、本市においては、昨年2月に生活困窮者自立支援検討会を立ち上げました。庁内関係部署の実務担当者で構成するこの検討会では、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対応した支援のあり方や社会資源の活用方法、働く場や社会参加の場の拡大等の検討を行っています。

昨年度については、まずは生活困窮者を早期に把握し、適切な支援につなげる仕組みについて検討を行いました。離職者を例にとり上げれば、離職期間が長期化すると、書類審査が通りにくくなるなど再就職が難しくなる傾向があります。このような例に限らず、課題を抱える方に対しては、できるだけ早期にアプローチすることで、その支援の効果を高めることが期待できます。

こうした観点から、検討会において、その対応方策を議論した結果、庁内関係部署の窓口相談に来られた市民の方で公的な支援が必要と思われる方の情報を福祉まるごと相談グループに集約する体制を構築することといたしました。これにより、例えば福祉事務所に生活保護の申請に訪れた方であって、生活に困窮しているが資産があるために保護の要件を満たさなかったケースなど、生活困窮者自立支援制度における支援が必要なケースの情報を福祉まるごと相談グループ



で一元的に集約できるようになり、早期にそのケースの状況に応じた支援につなげることが可能になりました。

今年度については、この検討会の下に4つのプロジェクトチームを設置し、それぞれのテーマに沿った議論を進めているところです。各プロジェクトチームのテーマについては、仕事の機会、就労場所の創出など働くことに関するもの、家計管理に関するもの、子どもの学習支援等に関するもの、発達障がいやひきこもりなど外からはわかりにくい問題に関するものとなっています。こうしたプロジェクトチームでの議論を通じて、庁内関係部署の担当者同士の交流が図られ、互いに情報を共有することで、多様な課題を抱える生活困窮者に対して、さまざまな視点から適切な対応が行えるようになることに期待をしております。

生活困窮者自立支援制度においては、複合的な課題を抱える生活困窮者が制度のはざまに陥らないよう、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応を行うことが求められています。このため、主管部署である福祉部、自立相談支援機関のみならず、その支援に当たっては、福祉関係部局に限らず、さまざまな部署や関係機関が連携してチームアプローチを行うことが必要になります。このチームアプローチを効果的に行うためには、庁内関係部署、関係機関が連携して、その支援のあり方を検討していくというこの検討会のプロセスが非常に重要であると考えており、今後とも定期的・継続的な開催に努めてまいります。

最後に、まだ制度がスタートして間もない状況ですが、これらの取り組みを通じて、この制度が地域に根つき、効果的に運営されるよう、今後とも本制度の充実を図ってまいりますので、御支援賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 丁寧な答弁ありがとうございました。

続いて、再質問させていただきます。

生活困窮者の方々の自立の支援に向け、今年度からさまざまな支援方策に取り組むとのこと。また、今後も市を挙げて、その支援のあり方を検討し、必要な社会資源を計画的に開発されていくとの答弁をいただき、今後の取り組みに大変期待しております。

しかしながら、制度が施行したばかりとはいえ、今年度においても厳しい財政状況の中、新たな財政措置を講じて実施していることから、一定の結果が求められてきます。

そこで、再質問ですが、今年度、市として何人くらい的生活困窮者の方々に対して支援を行うことを目標としているのか、また具体的にお聞かせください。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 生活困窮者自立支援制度がスタートした今年度は、まずは生活困窮者の方を相談につなげるための取り組みが重要であることから、これを評価するための具体的な目安値が厚生労働省から示されております。厚生労働省が示した目安値は、新規相談受け付け件

数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率の4項目となっており、それぞれ対象地区人口10万人当たりの数値で示されております。

これを本市の人口に置き直しますと、その目安値は、新規相談受け付け件数は一月に10件、プラン作成件数は一月に5件、就労支援対象者数は一月に3件、就労支援対象者数のうち就労または増収につながったものの割合を示す就労・増収率は40%となります。本市といたしましては、まずはこの数値を上回ることを目標に、地域のネットワークも活用しつつ、生活困窮者の早期把握、早期支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

また、平成26年6月から専任の相談支援員及び就労支援員を配置とありますが、それぞれ何人かお答えください。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） 相談支援員及び就労支援員の配置状況についてお答えいたします。

平成26年度に生活困窮者に対する相談支援事業を実施するに当たりまして、生活困窮者へのアセスメントを行い、プラン作成する相談支援員を1名、ハローワークなど関係機関と連携を図りつつ就労支援を行う就労支援員を1名、自立相談支援機関に専任で配置したところでございます。

本年4月からは、これに加えまして、自立相談支援機関における相談支援業務全般のマネジメント、あとは相談支援員、就労支援員の指導・育成等を行う主任相談支援員、これを新たに1名配置いたしまして、相談支援体制の充実を図ったところでございます。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、今年度の新規相談件数について具体的な数値を答弁いただきましたが、これらの数値が達成された場合、本市の年間の財政効果はどの程度になると見込んでいるのかをお聞かせください。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 本制度の財政効果といたしましては、生活に困窮している方に対して、生活保護に至る前に早期の支援を行うことで、生活保護を新たに受給する方の減少につなげることが見込まれ、その結果として生活保護費の縮減が期待できます。

しかしながら、制度がスタートして間もない状況で、実際に支援を受ける方の資産や収入その他の状況等の傾向が不明確な現段階におきましては、本制度による早期支援の効果と生活保護受給者の減少との因果関係を明確にしつつ、その財政効果を量的に見込むことは極めて困難であると考えております。また、将来の困窮リスクを予防する子どもに対する学習支援事業のように、

その財政効果を単年度で見込むことがなじまない事業もございます。

そのため、本制度による財政効果につきましては、制度実施後の保護率の動向等を注視しつつ、中長期的な観点から検証してまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、中長期的な見通しに立って財政効果を見込むに当たっては、今年度から取り組む事業の中で、特に子どもに対する学習支援事業の果たす役割が大きいと考えています。地域のつながりが薄れていく中、本市の未来を担う子供たちを健やかに育むためには、公的機関による支援だけではなく、地域との触れ合いを通じて社会性を育むことも、この事業を効果的なものとする上で重要であると考えています。この点で市が地域にどのようなことを期待しているのかお聞かせください。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） お答え申し上げます。

この7月からスタートする子どもの学習支援事業におきましては、学習支援や進路相談だけではなく、子供たちが地域の方々と触れ合う機会を提供するということも予定しております。ふだんの生活ではなかなか接することのない多様な知識や経験を持つ地域の方々と年代を超えた交流を行うことによりまして、子供たちの社会性や地域に対する理解の高まり、あとは価値観や視野の広がり、こういったことにつながることを期待しているところでございます。

また、本事業を利用する生活困窮世帯の子供の中には、三食の食事をきちんととっていなかったり、あとはひとり親世帯の方などお弁当を用意することが困難な家庭があるということも想定されますので、市がまちづくり協議会など地域の関係機関に食材等の提供の協力を要請いたしまして、低額で昼食を提供するということも検討しているところでございます。

このように地域の方々や地域の関係機関に協力をいただきまして、行政機関による公的な支援だけではなく、地域で一体となって子供の将来に向けた支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 今の答弁の中で、市がまちづくり協議会など地域の関係機関に食材等の提供の協力を要請し低額で昼食とありますが、この場合、どこの団体というか、具体的にわかっているかということをお願いしたいということと、それから昼食の提供というのは配食サービスのようなものかということをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） ただいまのお尋ねにつきまして、2点お答え申し上げます。

まず1点目、食材等の提供につきましては、この4月から福祉事務所に配置しております子ど

も健全育成支援員の働きかけによりまして、現在、高浜南部まちづくり協議会、吉浜まちづくり協議会、高浜市更生保護女性会、高浜市食育ボランティア、特定非営利活動法人だいちきつず、特定非営利活動法人ハッピーパワー、以上6団体の御協力をいただける予定となっております。今後とも7月25日の事業の開始に向けまして、さらに多くの団体の協力が得られるように、その開拓に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、2点目の食事の提供方法につきましては、配食という方法ではなくて、地域の方々と触れ合う機会の一つといたしまして、本事業を利用する子供たちと地域の大人たちが一緒に昼食をつくりまして提供するという形態で考えております。こうした取り組みを通じまして、単に成績の向上というだけではなくて、子供たちの豊かな人間性や社会性、こういったものを育ててまいりたいと考えているところでございます。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今年度から取り組む就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもに対する学習支援事業については、本市の取り組みが今後これらの事業を実施する多くの自治体のモデルとなるよう、関係部署や地域が緊密に連携しながら、市を挙げて強力に取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、この生活困窮者自立支援制度を通じて、市内にあるさまざまな分野の社会資源の連携を促進し、関係機関や地域の方々の協力を得ながら、生活に困り事や不安を抱えている方々が誰にも相談できずに一人で抱え込むことのない地域づくりに取り組んでいただきたいとお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は10時45分。

午前10時38分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、介護保険見直しの現状と今後について。一つ、子育て支援について。一つ、平和行政について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って3問質問させていただきます。

高齢者福祉について。

介護の社会化をスローガンに公的介護保険としてスタートして15年、今、自助、互助が再び強調され、介護予防、生活支援サービスが互助化に向かおうとしています。2014年6月、医療・介護総合確保推進法が国会で野党の反対を押し切って可決・成立し、介護保険制度見直しは今年度、

4月からの第6期介護保険事業計画期間に実施されるようになりました。今回の見直しは、介護保険が制度始まって以来最大のものと言われており、特に重大なものは次の4つです。

1つは、要支援外しです。

2015年から2017年にかけて、市町村ごとに介護保険の給付から外し、地域支援事業に置きかえられます。サービス基準、単価、利用者負担など全国一律に決められた介護保険サービスから、市町村ごとの事業となり、住民ボランティアなども担い手にするとしています。要支援者に対するホームヘルプサービスとデイサービスは、週一、二回程度のサービス提供が大半ですが、このわずかな支えが多くの高齢者の在宅生活を継続する命綱となってきました。これを安易に無資格者によるサービスやボランティアに置きかえることになれば、命綱を失い、生活が成り立たなくなる方が続出しないか危惧されます。

高浜市では、これまで要支援のサービスを受けている方は、認定の更新が済み、これまでどおり変更がなかった場合、利用料は地域支援事業に移るが、これまでどおりサービスを受けられるとのことですが、いつまで予定しているのか。第6期介護保険は3年間の期間を決めています。高浜市としてはいつまでと考えているのでしょうか。また、4月、5月、6月、要支援・要介護の申請は、どれぐらいの方が申請をされて、更新などどれぐらいの方があったのでしょうか。また、新たな申請はどうなっているのでしょうか。お答えください。

また、健康自生地は68カ所になるとお聞きしています。この健康自生地はさまざまな取り組みをしてみえると伺っていますが、この健康自生地に家からではなくデイサービスから参加することはできないと聞きました。どうして参加することができないのか。参加することができるのなら、参加している人がどのくらいみえるのか、お答えください。

2つ目は、特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上に限定することです。

特別養護老人ホームの入所申込者は全国で52万人以上に上りますが、要介護1、2の人は17万8,000人で待機者全体の34%を占めます。待機者がふえ続けるのは低所得で孤立した高齢者の急増があることは厚労省も認めています。これでは介護難民の深刻な事態は改善されません。

認知症が問題になっていますが、精神を病んでいる方については、医療でも入院しても3カ月とか、少し症状がよくなると家に連れて帰ってくださいとなりますが、家族はいないこともあります。また、帰った場合、ヘルパーさんなどサービスを利用するといっても限界があります。介護度を調べても介護が必要とは出てこない。医者に書類を書いてもらって、ようやく要介護1になる方もおられます。こういう方は、今後サービスはどうなるのか。お答えください。

3つ目は、これまで一律1割負担であった利用者負担を所得によって2割負担に引き上げることです。高齢者人口の2割に当たる合計所得金額160万円以上の人々とされる予定です。1割負担でも大きな負担となっているのに、もし2割となれば、必要であってもサービスが利用できない事態が引き起こされかねません。

4つ目は、低所得の施設利用者の居住費・食費の補助の削減です。改悪の対象は、入所者本人が低収入でも世帯分離している配偶者が住民税課税、預貯金などが一定額あれば、施設の居住費・食費を補助しないとしています。障害年金・遺族年金、非課税年金も収入とみなすというもので、入所者・配偶者の生活破綻を招き、社会保障と税制の理念に風穴をあけることとなります。これは8月から実施されると聞いています。これらの問題について、どのような見解を持っておられるのでしょうか。

次に、子育て支援について伺います。

新制度実施後の問題点や課題について伺います。

多くの反対の声を押し切り、公的保育制度を後退させ、企業参入を促進させる子ども・子育て支援新制度が4月からスタートしました。政府は、新制度は待機児解消や保育の量の拡大と質の改善につながると強調し、その実現には1兆円超の財源が必要として消費税増税分から充てておりましたが、結局財源のめどが立たず、消費税増税分のうち、保育の量の拡大に3,000億円、質の改善に2,000億円を充てることにとどまりました。高浜市では、どのような問題や課題が出ているのかお示してください。

次に、高浜市は3人目の保育料無料制度は3歳未満児までが107人に実施しています。3歳以上児は兄弟が保育園に3人ともいなければならず、実施はされていません。近隣5市では、例えば碧南市では370人の無料制度の利用者がいます。補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金など活用し、上の子の年齢に関係なく第3子以降の保育料の無償化など、子育て世代への経済的支援を拡充する自治体の取り組みが始まっていますが、このような見直しをする考えはないか、見解をお聞きいたします。

待機児対策について伺います。

国は待機児対策といって新制度をつくりましたが、施設をふやさなければ待機児は解消しないと考えます。保育園の待機児は未満児が待機児になっていますが、新制度に変わったといっても保育に欠ける子供を措置、入所させなければならないのではないのでしょうか、お答えください。

次に、児童クラブについて。

ことしの4月、児童クラブに入れて、やれやれほっとしたと言っていた3年生のお母さんが、8月までに自立させる努力をしてくださいと学童保育からもらった資料に書かれていたことから、学童の先生に聞いたところ、やめてほしいということではありません、努力してということだと言われたそうですが、しかし、1、2年生でも入所できない子供もいるし、自分の子供だけ考えていいのかしらと悩んでおられました。4年生と1年生の子供のいる家庭では、4年生が入れないなら1年生も何とか我慢させなければと、毎日仕事をしていても、どこかでけがをしているのでは、病気になっているのでは、おなかでも壊しているのではと、気が気でない日を送りながら今まできましたと言われた方もおられます。こんな方たちが待機児となっている方たち15名のほ

かにもいっぱいおられるのです。施設の増設の考えはないか伺います。

平和行政について伺います。

平和市長会議、今では平和首長会議と言われますが、広島市と長崎市の市長が口火を切ってつくり上げたものです。国連経済社会理事会のNGOに登録され、世界160カ国、地域6,706都市が加盟している平和首長会議には、愛知は2015年6月1日現在で36市が加盟しています。市段階では高浜市だけ加盟していません。町村部では2町がまだ加盟がされていません。ことしの1月には刈谷市や碧南市が加盟したとのことですが、その際、高浜市にもお誘いがあったと聞いています。しかし、加盟せずに、市段階で三河地域、愛知県地域で最後の一つの市になりました。なぜ加盟しなかったのか、いつ加盟するのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

ことしは戦後70年、5年に1度の核不拡散条約再検討会議も開催されました。核保有国の反対に遭って合意には至りませんでした。愛知県からも67名の代表がニューヨークの国連を訪問しました。核兵器のない世界の実現は、今や圧倒的多数の政府の合意となり、人類全体のコンセンサスと言えるほどの流れとなっています。核兵器の非人道性に焦点を当て、廃絶を求める核兵器の人的影響に関する共同声明の運動は、国連加盟国の155カ国と急速に広がり、日本政府も被爆者と内外の世論に押されて名を連ねました。

核兵器宣言自治体協議会が1984年に設立され、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、さまざまな平和事業を推進しています。愛知県も平和県宣言を宣言していますし、東海地域では三重県が非核平和県宣言を行っています。議会では宣言を行っていますが、自治体はまだ行っていません。議会が行っているからと言われますが、自治体が行えば宣言の意味も大きなものがあります。ぜひ自治体宣言に取り組んでいただきたいと思います。お答えをお願いします。

さて、安倍政権は海外で戦争する国づくりにまっしぐらに暴走を進めています。5月27日、日本共産党の志位委員長代表質問、衆議院の安保法制特別委員会での質疑、さらには与党の提案した憲法学者も含めて違憲の判断が出されました。政府の都合のいい判断が出された場合は専門家、都合の悪い判断が出された場合は素人と言うと、与党の推薦した憲法学者は政府を批判しています。昨日は、93歳の瀬戸内寂聴さんが病の身を押し、東京へ行き、よい戦争はありません、全て人殺しですと政府を批判しています。中日でも報道されています。テレビでも報道されました。

そこで、公務員は就職した最初に宣誓をすると承知しています。「住民の平和と安全、暮らしと福祉を守るために憲法を尊重し、地方自治法にのっとり公務を執行します」と、市長も同じように宣誓されたことでしょうか。

そこで市長に伺います。憲法99条では、武力を放棄した憲法9条と憲法の尊重擁護義務を規定していますが、市長はどのような見解をお持ちでしょうか、お答えください。

○議長（幸前信雄） 内藤議員、通告の質問の内容と違っているものですから、以降気をつけて

いただくようによろしく申し上げます。

○12番（内藤とし子） はい。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、内藤とし子議員の1問目、介護保険見直しの現状と今後について、まず（1）についてお答えをさせていただきます。

今回の制度改正で制度化される介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業は、全国一律の基準で行われていた予防給付である訪問介護と通所介護を市町村が地域の実情に応じて取り組むことができる地域支援事業に移行するものですが、移行後の事業も介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成はこれまでの予防給付と同じで変更はありません。

高浜市は、ことしの4月から新しい総合事業をスタートしており、介護予防・生活支援サービス事業のサービス類型につきましては、既存の介護サービス事業所による現行相当サービスに加え、基準を緩和したサービス、これまで二次予防事業として行ってきた事業をメニュー化したところでございます。

介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定を省略して、介護予防・生活支援サービス事業対象者として迅速なサービス利用につながる事が可能となります。その際は、基本チェックリストを用いて本人の状況を確認することとなります。

高浜市の場合、地域包括支援センターの保健師などの専門職が基本チェックリストを作成しており、その精度は他市と比較しても高いものと思っております。

要介護認定によるのか、それとも基本チェックリストによるのかの判断につきましては、昨日の一般質問でも答弁しておりますが、地域包括支援センターの専門職が本人の相談内容や希望するサービスなどを丁寧に聞き取り、総合事業の趣旨を踏まえ、本人やその家族の理解、納得をいただきながら進めております。現在のところ、基本チェックリストにより適切なサービスにつながっていると考えております。

サービスの利用状況については、まだスタートしたところで、件数は少ないのが現状ですが、介護予防・生活支援サービス事業対象者は3名で、3名とも通所介護の現行相当サービスを週1日利用されている状況であります。また、要支援の方で通所介護の現行相当サービスを利用されている方は1名のみとなっております。

次に、（2）利用者負担の変更についてお答えをいたします。

まず、2割負担についてですが、国は、保険料の上昇を限りなく抑え、現役世代の過度な負担を避け、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくために必要なことであり、対象は所得が第1号被保険者の上位20%の者としております。また、負担割合が2割となっても、高額介護サービス費の仕組みにより、対象者全員の負担が必ずしも2倍になるものではないとの見解を示しております。



改正案を検討された社会保障審議会介護保険部会では、利用負担の引き上げにより、サービスの利用控えが起きることを懸念するという意見も一部にあったようですが、高齢化がさらに進み、介護費用が今後も増加し続けることが見込まれる中で、制度を維持可能なものにするため、改正に至ったものとお聞きしています。本市におきましても、サービスを受けておられる方が過度に利用控えの起きないように、ケアプランの作成者であるケアマネジャーにお願いをしまいたいと考えております。

厚生労働省の試算では、実際に2割負担となるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者のうち5%程度と推計をされております。高浜市に置きかえますと、在宅サービス利用者では150名、特別養護老人ホームの入所者については5名程度の方が対象と見込まれますが、正式には、平成26年中の所得が確定した後、決定することとなります。7月中旬に認定者全員の方に負担割合を記載した負担割合証を発送する予定でございます。

次に、低所得者の施設利用者の方の食費及び居住費を補填する、いわゆる補足給付についてですが、この制度は、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性の確保の観点から、以前より課題が指摘されており、今回の改正になったものと承知をしております。

具体的には、これまでの支給要件に資産を追加し、一定額の預貯金等、単身では1,000万円、夫婦世帯では2,000万円を超える場合、また施設入所して世帯がわかれても配偶者に市民税が課税されている場合は対象外となります。

現在、補足給付の対象者は約180名ですが、このうち何名の方が対象となるかについては、預貯金等の確認があるため、現段階では定かではありません。7月中旬をめどに申請書等の発送の準備を進めているところでございます。

なお、先ほど健康自生地についての御質問がありましたが、健康自生地には、どなたでも訪れて活動に参加することが可能ですので、デイサービスを利用されてみえる方も参加可能ということになります。実際に、おしゃべりを楽しんだり、趣味を楽しむ健康自生地には、要介護認定者の方も足を運んでおられますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、将来にわたる持続可能な介護保険制度を保持していくために、給付の効率化、重点化が必要であり、国の制度を踏まえ、適切に対処をしていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　それでは、内藤とし子議員の2問目、子育て支援についての（1）新制度実施後の問題・課題についてお答えいたします。

御質問の子ども・子育て支援新制度については、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法により、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとして、本年4月より

本格施行されているところであります。

新制度の概要といたしましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付及び小規模保育等への地域型保育給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを市町村が実施主体となり、子ども・子育て会議の意見を聞きながら計画を策定し、給付、事業を実施していくものとされております。基本的には、現場である保育園等は、これまで同様のサービスが提供できるような仕組みとなっており、利用者の支給認定を初め事務的な部分において、新たな手続が発生しておりますが、園での教育・保育、保護者への対応、市から事業者への補助金や委託料などの支払い時期なども含め、これまでと同様であります。これまで家庭的保育については弁当持参であり、利用者にとって預け先の選択肢に入りにくい状況でありましたが、新制度になり、保育料が保育園と同様になったことや給食の提供がされたことにより、利便性が高まったというメリットがあります。

次に、（２）保育料・３人目の無料制度についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設に係る利用者負担額は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。本市の保育園の保育料は、昨年度までは高浜市保育の実施に関する条例施行規則で、その額を定めておりましたが、新制度への移行に伴い、本年３月、高浜市特定教育・保育施設等利用者負担に関する規則を新たに定め、その中で、基本的には従来と同額で保育料を定め、４月１日より運用しているところでございます。

新制度が開始され、近隣各市においても、これまでの経緯を踏まえ、それぞれの考え方で保育料の設定をされております。本市においても、国の制度を踏まえ、これまでの保育料の考え方を踏襲し、利用者に混乱が生じないように引き続き運用をしているのが現状でございます。議員は、近隣市との保育料の違いを指摘される中で、３歳児の保育料の最高額のみを捉えて高い保育料と判断されておりますが、現時点では現行の保育料を改正することは考えておりません。

次に、３人目の無料制度につきましては、保育園では従来より国の制度によるものと愛知県が独自に実施しております第三子保育料無料化事業費補助による２つで実施しております。

１つ目は、国の制度を受け、規則において、保育所等に入所している子供の中で年齢が高いほうから数えて３人目以降の２号認定子どもと３号認定子どもの利用者負担額はゼロ円としており、これに該当する児童数は73人でございます。

２つ目は、県の補助制度を受け、３号認定子どもの属する世帯が、満18歳未満である児童を３人以上養育し、及び監護している場合には、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順に数えて第３番目以降の３歳未満児に係る利用者負担額をゼロ円とするとしており、これに該当する児童数は34人でございます。さらに、幼稚園については、３月議会で御可決いただきましたが、その世帯に属する幼稚園に在園する者に、幼稚園に在園する兄もしくは姉、または小学校１年生

から3年生までの兄もしくは姉が2人以上いる場合は、当該世帯の所得等の状況にかかわらず、当該幼稚園に在園する者1人につき授業料の全額を減免することが本年度より新たに対象となってまいります。その児童数を23人と見込んでおり、保育園と合わせて130人となっております。

議員御指摘の制度の拡充でございますが、先ほど御説明いたしました県の補助制度につきましては、創設された当初から比べますと規模が縮小され、所得階層によっては補助対象外であったり半額とされたりしております。本市では、県が縮小したことにより補助対象外となった場合についても市単独事業として従来どおり無料化を継続しており、現時点ではこれ以上拡充する考えは持ち合わせておりません。

次に、(3) 待機児童対策についてお答えいたします。

本市における待機児童は、昨年度当初は15人という状況でございましたが、今年度当初では3歳以上児、3歳未満児いずれにおいても待機児童は発生しておりません。これは、昨年度、2カ所の民間保育園が新たに開設したこと、また今年度から家庭的保育が新制度において地域型保育給付を受ける施設として保育園と同様の扱いになったことが要因になっていると考えております。

また、新制度では保育の必要性について、子ども・子育て支援法施行規則で定めており、その中では、新たに就労時間の下限に、一月において48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることなど、幾つかの支給要件が定められました。本市では、就労時間の下限については、子ども・子育て支援法施行細則において、従来と同様の取り扱いである60時間と定めておりますので、影響はございませんが、これらの支給要件を厳しく取り扱ってきた自治体もあり、新制度で支給要件が緩和される結果となった自治体では、待機児童が増加したり、10年間の特例措置により現状維持をしたりする状況となっております。

このような中で、今年度待機児童数が発生しなかったことは、本市が従来より前向きに園児を受け入れてきた結果であると考えておりますので、今後も本年3月に策定いたしました高浜市子ども・子育て支援事業計画に沿った事業を計画的に実施していくことで、引き続き待機児童が発生しないよう取り組んでまいります。

次に、(4) 学童保育の充実・拡充についてお答えいたします。

御案内のとおり、平成27年度から放課後児童健全育成事業対象児童が、これまでの小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から小学校に就学している児童に拡大されました。その対応策につきましては、昨年9月の一般質問でも答弁させていただいたとおりでございますが、本年3月に策定いたしました高浜市子ども・子育て支援事業計画にもその対策が示されております。

小学生は、高学年になると子供自身が望む居場所を求める気持ちが強くなってまいります。児童クラブは高学年まで対象が拡充となりますが、単に預かるのではなく、子供の成長には自主性、社会性の醸成が肝心であり、その推進を図る仕組みが重要であります。よって、児童クラブだけでなく、子供の成長に合わせて子供自身が自由に利用できる居場所の確保が必要となります。現

在、各小学校運動場で実施している放課後居場所事業は、まさしく子供の自主性、社会性の醸成を目的として実施しているものでありますので、この事業と現在の児童クラブ施設を活用して、子供の成長や保護者の就労状況に応じて子供の居場所が選択できる仕組みを構築することを目指すこととしております。

この場合、課題となるのは、放課後居場所事業は長期休暇や雨天時等に中止となることです。自由な利用ができる放課後居場所事業が、保護者が就労等している児童にとっての居場所となるには、年中実施されることが必要となりますので、長期休暇時や雨天時に運動場とは別の居場所を確保することが必要となります。具体的には児童センター等の地域の施設を活用していきます。

以上により、年間を通じた居場所を確保することで、預かりと自由な居場所の選択ができる環境を構築することとしております。

昨年度は、試行的な取り組みといたしまして、夏季休暇において、児童クラブのニーズが高い吉浜児童センターの休館日を平日の火曜日から日曜日へ変更したり、就労等の一定の要件により、弁当持参で全センターを一日を通して利用可能とするサマーキッズを実施いたしました。今年度は、この結果を踏まえ、全センターの休館日を平日の火曜日から日曜日へ変更いたしました。さらに、市内5小学校で実施しております放課後居場所事業と連携し、長期休暇等に就労等の一定の要件により弁当持参で児童センター等を一日中利用可能とするとともに、雨天時の受け入れも開始し、年間を通じた居場所の提供をすることで、児童クラブを希望する児童と新たな形式の居場所の利用をする児童がうまく共存できるよう、新たにセンターキッズ事業を開始したところでございます。

このような取り組みの結果、昨年度当初36人でありました児童クラブの待機児童については、今年度当初15人となっており、待機児童の解消に向け、今後もこの事業の周知に努めてまいります。

最後に、学童保育の拡充の件でございますが、待機児童は各小学校単位で見ると分散した状況で、夏季休暇を過ぎると大部分が解消される現状であります。また、子ども・子育て支援事業計画の期間内における今後の子供数の将来推計を見ると、子供の数は減少傾向にあることから、安易に新たな施設を設置する考えはないことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、内藤とし子議員の3問目、平和行政についてお答えいたします。

平和行政に関する御質問につきましては、過去に幾度となく、日本共産党市議団の皆様から御質問をいただいております。本年3月にも元同僚議員でありました鷺見議員から御質問があったばかりでございます。基本的な考え方はそのときと変わっておりませんので、繰り返しになる部分もございましてを御了承いただきたいと思います。

戦後70年を迎え、我が国は先人の皆様方のたゆまざる努力により目覚ましい発展を遂げ、人々は平和な中で豊かな生活を享受し、今日を迎えております。

しかしながら、昨今では、中東におけるイスラム国の台頭や相次ぐテロ事件に加え、ウクライナをめぐる問題など、国際情勢は依然として不安定な状況にあります。

また、我が国を取り巻く情勢におきましても、北朝鮮の動向や中国の海洋進出の活発化など、我が国の安全を脅かす幾つかの国際問題が継続しており、恒久平和の大切さを改めて考えさせられているところであります。

御質問の（１）平和首長会議への加盟についてでございますが、３月にもお答えしたとおり、平和首長会議の活動につきましては、都市相互の緊密な連帯を通じて、恒久平和の実現に向けて取り組んでおられるということで、その活動は意義深いものと認識いたしております。

県内各自治体の加盟状況につきましては、先ほど市では本市だけ加盟していないというふうにおっしゃられました。私どもが６月１日現在で把握している状況で申し上げますと、本市と瀬戸市の２市と承知をいたしております。ただ、平和首長会議に加盟していないから市として平和行政を推進することができないということはないものと考えております。

平和な社会を実現するということは、市民の皆さんが安心・安全を実感する中で、幸せ感とともに享受できることではないかと考えております。そのため、現在、市では、全ての市民の皆さんが幸せを感じ、いつまでも住み続けたいと思っただけの高浜市を実現するため、しあわせづくり計画の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

したがって、平和首長会議に参加する、しないにかかわらず、今後とも市民福祉の向上を図るための行政を推進していくことを基本的な姿勢として取り組んでまいりたいと考えておりますので、現在のところ、平和首長会議に加盟する考えは持ち合わせておりません。

次に、（２）非核自治体都市宣言についてでございますが、日本非核宣言自治体協議会のホームページで確認いたしましたところ、近隣５市では本市と知立市の２市が非核宣言自治体一覧に掲載されております。御承知のとおり、本市におきましては、市議会の皆様が平成６年３月議会において、高浜市非核自治体宣言実現に向けて決議をされているところでございます。これを受けまして、先ほどもお答えしたとおり、日本非核宣言自治体協議会では、高浜市は既に非核宣言自治体として認知されており、改めて行政として宣言を行う必要はないものと考えております。私どもといたしましては、宣言をする、しないにかかわらず、行政という立場で引き続き平和行政を推進していく考えでございます。

次に、（３）憲法９条擁護についてお答えをいたします。

現在、国会において、憲法第９条にかかわる安全保障関連法案の審議の真っ最中でございます。法案の中身につきましては、新聞報道等によりうかがい知ることができますが、憲法第４１条において「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と規定されているよう

に、正当に選挙された代表者によって構成された国会の場において、さまざまな角度から議論がされているところであります。御質問の憲法99条の関係でございますが、ここでちょっと条文を読みますが、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」これが憲法99条の規定でございます。市は、地方公共団体として、憲法第9条のみならず、前文を含め憲法に規定されている内容の全てを尊重し、擁護することは、この規定のとおり義務として当然のことと受けとめており、憲法第8章に定めます地方自治に基づき、運営いたしているところであります。

最後に、行政をお預かりする立場として、今後とも高浜市が平和な中で、市民の皆様とともに発展していけるよう市民福祉の向上を図るとともに、幸せ感を実感していただけるための行政を推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） まず、1問目について再質問いたします。

市民の力とか住民の力ということを言われますが、既にボランティアや民生委員の多くの皆さんが高齢者の孤立を防ぐなどの役割を担っており、それらの人たちを新総合事業の担い手とするのは机上の空論ではないかと思いますが、いかがでしょうか。シルバーから、高齢者で時間のある人がいないか聞いてほしいと言われた方が、言われたところを回りましたが、年の多い人も結構、年が多いんだけど何かかんで働いていると。そういう方がいないと言ってみえました。そういう面では、この要支援外しを地域でやっていくというお話ですが、どのように考えてみえるのかお示してください。

それから、特別養護老人ホームの関係ですが、認知症や虐待による生活困難に該当する場合、特例入所といいますか、そういうケースもあるということは以前言われたことがあるんですが、そういう方たちが、救済される方は極めて限定されると思うんですが、その点ではどうかということ。まず、その点についてお示してください。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） まず、1点目でございます。

住民主体でのサービスの提供といった点でございますが、この点につきましては、昨日の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、今後、しっかりと高浜が取り組んでいる介護予防を初めとした高齢者施策を地域の皆さん、民生委員さん等も含めてですが、そういったところにお話をし、しっかりと御理解をいただいた上で皆さんにかかわっていただくといった姿勢でございます。

現段階では、議員おっしゃるように、シルバーにお願いをしているところでございますが、シルバーのほうにつきましては、基本的にサービスを担っていただく人につきましては、ヘルパーとしての資格を持ってみえる方。また、これまでシルバーのほうでは家事援助サービスといった

サービスを行っておみえになりますので、そういったサービスを行っている方にサービスの提供を担っていただくというところで、その辺の専門性というところは担保しているというふうに理解をしています。

それから、特別養護老人ホーム等の特例入所の関係でございますが、高浜のほうに意見を求められたのは1件でございます、それ以外は円滑に進められているというふうに理解しておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 特例入所を1件だと言われましたが、認めていただいたケースというのは救済されたということにもなるんですが、そういう方は要するに1件しかないということにもなりますし、特別養護老人ホームが要介護3以上に今後限定されると本当に深刻になると思うんです。保険があっても介護なしというような状況が出てくると思うんですが、その点でお聞きをしているんですが、お願いします。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） その方の認知度であったり、世帯の状況であったり、虐待等々もございませけれども、そういった状況をしっかりと把握した上で、特例入所という形をとっていく形になりますので、しっかりとした対応ができるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 利用者負担の変更についてですが、7月中旬ぐらいになると、いろんな預貯金のぐあいとか負担割合の件だとかがわかるというお話ですが、皆さんはそういう不安を感じてみえるということはないのかどうか、そういうお話が現場で出ないのかどうか、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） その点につきましては、新聞等でも報道されておまして、不安に思われてみえる方もおみえになると思っております。実際、市のほうに御連絡をされてきた方も、数名ですが、いる。そういった状況でございます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 不安に感じてみえて、実際に電話をしてみえた方もおられるというお話ですが、その点で私があちこちで聞いてきた中では、いきいき広場の職員の方が、年齢を聞いた方は83歳なんですが、その方は要するに今要支援で見えているんですが、3年たつとどうなるかわからんということをしていきいき広場の方が言われたんだそうです。制度がどういうふうになっていっちゃうのかわからないし、3年後の見通しが立たないものだから、不安に感じてみえるということなんです。また、それで話をほかの方にも聞きましたら、私もそういうことを言われたん

だわと言ってみえました。

ですから、83歳、年齢を言っては何なんです、年齢からいっても、私どもでもそうですが、あしたのことはわからんというのは本当のところですので、83歳の方に3年後はわからんという言い方をされては、やっぱり余計に不安感が募ると思うんです。そういう面で、介護保険がもっと利用しやすくなるといいねとか、違う言い方をされるべきだと思うんですが、そんなことを要支援で今デイサービスを受けてみえる方からお聞きしました。ぜひそういう面ではいきいき広場の方たちに指導してほしいと思うんですが、その点で意見をお聞きします。

○議長（幸前信雄） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 議員おっしゃるようなお話は、私のほうには特に入っておりませんので、そういった話は伺ってはおりませんが、窓口対応は地域包括支援センターの職員が情報共有のもと、しっかりとしております。また、勉強会等も行っておりますので、しっかりした窓口対応ができていくというふうに認識をしております。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） やっぱり70、80って、人にもよりますが、いろんな面で、年をとると特に不安を感じられると思うんですが、そこでまた今回のように介護支援の要支援外みたいな制度の改定があったりすると、よくわからないということで余計不安を感じられると思うんです。だから、そういうことを考えて、できるだけ不安を感じられないような物言いといいますか、対応をしていただきたいと思います。まず、その点をお願いして、次に移ります。

学童保育の充実についてです。

居場所事業で学童保育の不十分なところを補っていくというお話ですが、今説明でもありましたように長期休業だとか、雨の日だとか、本当に実際に子供さんを抱えてみえる方たちは困って見えるんです。

ことしの4月に7人ぐらい同じ条件で抽せんをして、入れない方が4人ぐらいいるということで相談を受けまして、相談して入れるようになったんですが、その方が8月までで努力してほしいということを言われたそうなので、今言った方がその方なんです、ようやく入ったのに8月で努力してほしいと言われると、本当にしばらく悩んでいたけれども、聞いてみたら、やめなくてもいいということだと言われたといいますが、でも、1、2年生でも入れない子もいると。自分の子だけ入っているという、自分の子だけじゃないですけども、自分の子が3年生でも入っているという、非常に胸が痛い。そういう面では本当に子供は同じように学童保育を必要としておりますので、ぜひ学童の入所ができるような方向、増設を考えていただきたいと思います。その点では、重複しますが、どうかということ。

それから、サマーキッズだとか、それから夏休みに来ない方のかわりをということをおっしゃりますが、そういう方が何人ぐらい去年でいたのかお示してください。



○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） まず、1つ目でございますが、先ほど、こども未来部長の答弁でさせていただきましたとおりでございますが、高浜市としましては、放課後居場所事業、それから児童クラブということで、あわせていずれかのサービスを皆さんの事情で選んでいただきながら、限られた高浜の財でございますので、それを有効に活用していただきながら利用していただくということで、将来の子供の推計も踏まえて、安易に施設を設置するという考えはございません。

2つ目でございますが、昨年度のサマーキッズの利用状況でございますけれども、登録といたしましては、4つの児童センターでサマーキッズを実施してございまして、合計88人の登録がございました。夏休み期間中、7月22日から29日まで、月曜日から金曜日のお盆中も含めて実施はしております、一番多いところで29日を開設し、延べ利用児童数としては合計で881人という状況でございました。

実際に児童クラブの利用ができなくてサマーキッズが利用できなかったというようなお子さんについては、こちらでは把握をしてございません。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 増設はしないという、かたくなな姿勢ですが、実際に困っているお子さんたちは、居場所事業では、やはり自分が働いている間、安心して任せておけないというか、預けておけないという事情もあります。例えば吉浜公民館を1室借りるとか、そういうことはできないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、4つの児童センターで88人と言われましたが、吉浜の児童センターではどれぐらいの人数だったのでしょうか、お示してください。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 吉浜公民館の増設の関係ですけれども、先ほど出ておりましたセンターキッズの申し込みがことしから始まっておるんですけれども、4月では18人、5月では38人、それから6月では46人と登録数のほうも伸びておりますので、こちらのほうとうまく組み合わせまして、今までどおりやっていきたいということで、今後、子供の数も子ども・子育て支援事業計画の中で見ますと減少していくこともありますので、今のままとりあえずは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） サマーキッズの吉浜児童センターの登録でございますが、昨年度は23人と伺っておりますので、申し上げます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） サマーキッズは吉浜は23人とされましたが、学童保育に来ている子供さん、46人だったかと思うんですが、その子供さんが夏休み中は休むということで、そのかわりの方が来てもいいよというような制度があるかと思うんですが、その人数がわかったら教えてください。

それから、このサマーキッズについて、46人の定員数と26人とかなりの人数になると思うんですが、その人数の多さというのはどのようにしてみえるのかお示してください。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） まず、夏休みのサマーキッズ、一時利用の件でございますが、現在、夏休みには昨年度の児童クラブとサマーキッズと実施をしてございますが、本日は、ちょっとすみません、夏休みだけの一時利用の児童クラブのお子さんの数というのは用意がございませんので、お答えできません。

それから、2つ目の46人が多過ぎるのではないかという……。

サマーキッズとセンターキッズというのは、もう別の事業として実施をしてございます。今年度もセンターキッズと児童クラブについては別の枠として考えておりますので、それは全く別物と捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） サマーキッズと学童の活動とは、また別だと言われたんですが、例えば吉浜の学童保育、児童クラブが遊ぶ場所で46名の定員の方がいて遊んでいて、そのところでサマーキッズをやられるわけではないということですか。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） サマーキッズというのは、児童クラブの待機児童対策として行う事業で、昼間保護者がいない方について、弁当持ちで一日中利用できるのがサマーキッズでございますので、また別のものがございます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 別のものだというのはわかるんですが、その間、学童保育の子供たちは、こちらでサマーキッズの子供たちが活動していると、違う部屋で学童保育の子供たちが活動しているという理解でいいですか。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 例えば、同じ児童センターの中で、児童クラブと通常の一般利用の児童センターのお子さん、それから夏でいけば、昨年度でいけばサマーキッズのお子さんということで、一つの建物の中で実施をいたしますので、完全に児童クラブはこちらの部屋、サマー

キッズはこちらの部屋と、必ずしも区切って活動するわけではありません。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 別々に区切るということじゃないんですが、一応そういう状態で一緒に活動するんですが、そうすると、吉浜で具体的に言いますと、あそこの3部屋といいますか、4部屋というか、あるんですが、そこの面積の中で、この70人近く、いや、もっとおるかもしれませんが、そういう人数が一緒に入っちゃうということになると、それで雨の日だということになると、屋根のない部分は使えませんから、ますます狭くなるわけで、そういう状態でいいのかどうかということを知っているんです。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 昨年度のサマーキッズの実績でございますが、登録に対しまして利用率としては約5割という実績がございます。必ずしも登録した人数が全員毎日児童センターに来るわけではございませんので、議員おっしゃるように、いっぱい詰め込まれてということではないと思っております。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） サマーキッズが約5割だと言われましたが、それにしても学童保育の子供たちが46名、全員その日に限って来るか来ないか、それはお休みする子もおるし、都合はあるでしょうが、でも、学童保育の子供たちが46人おって、サマーキッズの子が約10人おって、ほかに一般児童が来るとなると、かなりの狭さになると思うんですよね。そういうことを考えても、やっぱり増設は必要になってくると思うんです。増設といって新しくつくらなきゃいかんということではなくて、ある施設を利用するということも考えなきゃいかんじゃないかと思っておりますので、その点での考えをお聞きしています。まず、その点のお答えをお願いしたいと思います。

それから、平和行政について、平和首長会議にあと一つ、二つというところまで、市の段階で本当に迫ってまいりました。高浜市が加盟していないことは、加盟したからどうなるというわけではありませんが、でも、加盟したことで刈谷市などは広島に代表を送って何をやったらいいか考えてみるというようなことも言ってみえました。それから、やっぱり予算的にはお金は要りませんので、議会の意向を考える必要もありませんし、本当に市長の意向一つだということなんです。ぜひこの点でお考えを改めてお聞かせいただきたい。

○議長（幸前信雄） 内藤議員、残り3分です。

○12番（内藤とし子） はい。

憲法9条擁護についてですが、先ほどもお話ししましたが、栃木県の日光市の市長さんとか浜松の市長さんなども憲法をきちんと守っていかなきゃいかんということを書いてみえます。それから、この近くでは三重県が意見書を可決したというお話もありました。市長は、自衛隊に入っている方たちを含め、住民の命を守る役割を持っているわけですから、その点では、戦争法案と

言われるような法案に反対して、集団的自衛権を行使しないという日本のこれまでの考え方を踏襲していくべきだと思いますので、その点で改めて意見ををお願いします。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ、簡潔に答弁をお願いします。

○こども育成G（都築真哉） 先ほどの児童クラブの件ですが、現状で十分と理解しておりますので、拡充することは考えておりません。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まず、平和首長会議の関係でございますけれども、議員おっしゃられたとおり、加盟したからといってという御発言もございましたが、この加盟につきましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、する、しないにかかわらず、平和行政というものは推進できるという立場でございますので、よろしく願いを申し上げます。

また、憲法9条の関係でございますが、これにつきましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今国会において安全保障法制については真摯に議論がされておるという中でございますので、市として、そのことについては、現在その動向というんですか、議論の行く末を注視しているという段階でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩といたします。再開は11時56分。

午前11時56分休憩

---

午前11時56分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 昨日の5番議員の質問の中で、公共施設のあり方検討の財政計画を平成28年の2月ごろというようなお話だったと思うんですけれども、一応市民の説明会を秋ごろから行うというような答弁であったと思います。ただ、公共施設のあり方検討委員会では、ことしの秋ごろまでに20年間の財政計画をつくるというような、私的には記憶があるんですけれども、そこら辺のことを再度確認だけお願いしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） ただいま、ことしの秋ぐらいいまでに公共施設のあり方の計画をつくるのではないかと御質問でございますが、秋ぐらいいまでに予定をしておりますのは、削減計画を秋ぐらいいまでに予定をいたしておきまして、その後、平成28年2月を目途に公共施設の総合管理計画と削減計画を含めました長期財政計画をお示しする予定でございます。

○議長（幸前信雄） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

---

○議長（幸前信雄） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月22日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時58分散会

---